

JWWA S 102 : 2004 (浄水器) は, 平成 21 年 2 月 24 日付, 平成 22 年 2 月 26 日付及び平成 23 年 3 月 30 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。  
(全 1 ページ) なお, これ以外の規定内容に変更はありません。

平成 21 年 2 月 24 日付改正 (平成 21 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																		
9	<p>附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.002 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.004 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		1,1-ジクロロエチレン	mg/L 0.002 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下	略		<p>附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.004 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下	略		1,1-ジクロロエチレンを削除
項目	基準																				
略																					
1,1-ジクロロエチレン	mg/L 0.002 以下																				
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下																				
略																					
項目	基準																				
略																					
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下																				
略																					

平成 22 年 2 月 26 日付改正 (平成 22 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																		
9	<p>附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/L 0.001 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>mg/L 0.000 6 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物	mg/L 0.001 以下	略		1,1,2-トリクロロエタン	mg/L 0.000 6 以下	略		<p>附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/L 0.000 3 以下<sup>a)</sup></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注<sup>a)</sup> 平成 24 年 3 月 31 日までの間は, 0.001 mg/L 以下とする。</p>	項目	基準	カドミウム及びその化合物	mg/L 0.000 3 以下 <sup>a)</sup>	略		略		1,1,2-トリクロロエタンを削除
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物	mg/L 0.001 以下																				
略																					
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L 0.000 6 以下																				
略																					
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物	mg/L 0.000 3 以下 <sup>a)</sup>																				
略																					
略																					

平成 23 年 3 月 30 日付改正 (平成 23 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																
9	<p>附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.03 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン	mg/L 0.03 以下	略		<p>附属書 2 表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン	mg/L 0.01 以下	略		
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン	mg/L 0.03 以下																		
略																			
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン	mg/L 0.01 以下																		
略																			